

その他の家畜人工授精用精液等の報告書

特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等の両方について家畜人工授精所で取り扱っている場合は、特定家畜人工授精用精液等分、その他の家畜人工授精用精液等分をそれぞれ作成の上、提出してください。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵

(特定家畜人工授精用精液等を除く。)の業務に関する報告書

2025年3月15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2024年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	12345
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
3	家畜の種類及びその業務の別	2 (1)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	100
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	30
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

受精卵業務がない家畜人工授精所
の場合は、空白でかまいません。

許可証に記載されている家畜の種類毎に
業務の別を記載してください。
(特定家畜人工授精用精液の家畜は除い
てください。)